

議案第1号

あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年2月21日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第95号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

あきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年あきる野市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9条の2第1項中「当該子の同居の親族として市規則で定めるもののない職員に限る」を「当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、市規則で定める者に該当する場合を除く」に改め、同条第2項中「第16条第1項に規定する」を「配偶者又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により」に、「前項中「当該子」を「同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で当該子の親であるものが、市規則で定める者に該当する場合を除く。）が当該子を養育」に、「当該要介護者」を「、「次項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者を介護」に改め、「、「養育するために」とあるのは「介護するために」とを削る。

第9条の3を第9条の5とし、第9条の2の次に次の2条を加える。

（育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除）

第9条の3 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、第9条に規定する勤務（以下「超過勤務」という。）をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「3歳に満たない子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除に関し必要な事項は、市規則で定める。

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第9条の4 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育するために請求した場合には、公務運営に支障がある場合を除き、市規則で定める時間を超えて超過勤務をさせてはならない。ただし、災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務の必要がある場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、同項中「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が当該子を養育」とあるのは、「要介護者のある職員が当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

3 前2項に規定するもののほか、育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限に関し必要な事項は、市規則で定める。

第12条第1項中「第9条の3」を「第9条の5」に改める。

第16条第1項中「その配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は2親等内の親族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの」を「要介護者」に、「以下この条」を「次項」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 任命権者は、職員が申請した場合において、当該職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときは、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（次項において「介護時間」という。）を承認するものとする。

2 介護時間に関しその期間その他の必要な事項は、市規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のあきる野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第9条の3に規定する超過勤務の免除、同条例第9条の4に規定する超過勤務の制限及び同条例第16条の2に規定する介護時間に係る請求等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。